

行政書士法制定 60周年記念式典

11月19日(金)「さいたま市民会館うらわ」において行政書士法制定60周年・埼玉県行政書士会創立60周年記念式典が開催されました。



第1部表彰式の様子

第一部は、各功労者への表彰式が執り行われ、第二部は、NPO法人江戸しぐさ理事長の越川禮子様により「いきで素敵な江戸しぐさ」と題する御講演をいただきました。

- 川口支部からの表彰者は次のとおりです。
- 〈知事感謝状〉 近藤 豊
 - 〈顕彰規定第3条 第1項第3号該当〉 小川 具、田代 薫、長倉 寛
 - 〈顕彰規定第3条 第1項第4号該当〉 塩澤 トミ子、高久 眞一郎、永島 良一
 - 〈顕彰規定第3条 第1項第6号該当〉 柳 榮一
 - 〈会長感謝状〉 近藤 豊、永沼 逸郎、武蔵 美佳
 - 〈政連会長表彰〉 岡本 芳雄、近藤 豊
- ※50音順・敬称略

役員会報告

- ≪第1回≫
開催日 H22・4・24(土)
時間 17時30分
場所 中央ふれあい館
—主な議案—
1. 定時総会資料確認、定期大会資料確認・支部規約、専門業務研究会活動報告ほか
- ≪第2回≫
開催日 H22・6・4(金)
時間 17時30分
場所 中央ふれあい館
—主な議案—
1. 専門業務研究会、行政書士制度強調月間無料相談、行政書士試験監督員、新入会員歓迎会、支部会費納入、広報活動、業務研究会、親睦旅行、県外研修、観察活動ほか
- ≪第3回≫
開催日 H22・9・2(木)
時間 18時00分
場所 西公民館
—主な議案—
1. 行政書士制度強調月間無料相談、行政書士試験監督員、新入会員歓迎会、専門業務研究会、60周年記念式典における被頭章者の推薦、支部会費納入、広報活動、業務研修、県外研修ほか

※職務上請求書の取扱いについて、再度確認を!!

会員の皆様には、すでに十分ご承知頂いていることとは思いますが、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の使用にあたりましては、「日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」(H21・4・22改正、施行)及び、「取扱いに関するガイドライン」(H21・4改訂)等を再度確認のうえ、誤った取扱いをすることのないよう、重ねてお願い致します。

広報部からのお知らせ

▼会員名簿について
支部ホームページに会員名簿を公開してあります。名簿への掲載依頼、掲載内容の変更、要望等は左記までご連絡ください。

▼掲示板設置について
支部ホームページに会員専用掲示板を開設しました。会員同士の間で連絡や告知、支部へのメッセージ等にご利用ください。ID・P.A.S.Sは広報部まで。(メール) info@yousei-kb.net (電話) 048-444-3028(小川)

-支部ホームページURL-
<http://www.yousei-kb.net/>

広報紙の発行に欠かせないもの、原稿集め、写真撮影、取材努力、文章力、構成力など、様々な力が、いっしょに暮らすものにはないと思いませんか？

今回、県外研修に欠席し、旅行の様子を紙面に飾る写真や、ご参加下さった会員の皆さんにお配りする記念写真を撮ることができず申し訳ないことを感じておりましたところ、支部相談役の柳先生と監事の川先生が写真を代わりに撮ってくださいました。

広報活動は皆様のご協力なしには成り立たないことを再認識するとともに、両先生をはじめ原稿を書いて下さる役員の皆様、副部長さんにあらかじめお礼申し上げます。(広報部長 小川)

川口支部通信

平成22年度支部総会

今年度も平穏に終幕



支部定時総会が5月8日(土)戸田市文化会館において開催されました。会員139名のうち出席95名、委任状による出席56名で、総会は無効に成立。21年度事業報告、22年度事業計画、支部役員補充選任など6

無料相談会市民に浸透

10月9日(土)、行政書士制度強調月間無料相談会が県下一斉に行われ、当支部においても例年通り、川口駅前「キエポ・ラ」5階の中央図書館入口前に会場を設置し、朝10時から夕方4時まで、

6時間ばかり相談を受け付けました。この数年、同所での開催と「広報かわぐち」



相談者がブースがいっぱいになることも増えています。内訳は次の通りです。*遺言・相続関係9件、各種契約関係

議案いずれも可決承認され、総会は滞りなく終了しました。引き続き同会場にて懇親会が開催され、ご来賓に川口公証役場公証人小高雅夫様、坂本廣身法律事務所弁護士松岡正高様、本会会長高玉功穂様、大宮支部長斎藤敏夫様のご臨席を賜り、盛会となりました。

埼玉会総会

5月20日(木)「さいたま市民会館うらわ」にて、1件、不動産関係7件、戸籍関係1件、入管関係4件、成年後見1件、その他4件(離婚、親族間トラブル等)。



その後、浦和コルソア階ホールに場所を移し、懇親会が盛大に行われ、和やかな歓談の場となりました。

新入会員 歓迎会

去る11月12日(金)、昨年10月1日より本年9月30日に入会の新会員を対象とした歓迎会を、昨年同様西川口の「割烹やわら」で開催しました。当支部では、入会者数が年々増加傾向にあり、以前は隔年で行っていた歓迎会も、ここ数年は毎年恒例の行事となっています。



今年、対象となった新会員9名のうち、5名の先生が歓迎会に参加されました。支部長、会長をはじめ、各役員からの歓迎の挨拶を皮切りに、新会員の自

行政書士試験について

11月14日(日)に実施された今年の行政書士試験は、埼玉県では4,317名の受験申し込みがあり、例年通り獨協大学と立正大学熊谷キャンパスの2か所が会場となりました。

当支部からは18名の先生に獨協大学会場の監督員としてご協力いただき、滞りなく無事試験を終了することができました。ちなみに、埼玉県では獨協大学で申込者3,191名のうち2,544名、立正大学で申込者1,126名のうち942名、合計3,486名が受験されています。

試験にご協力くださった先生方、2日間お疲れ様でした。

支部長挨拶

支部会員の皆様へ

支部長 永沼 逸郎

当支部の運営につきまして、支部の運営につきましては、会員の皆様のご協力により各事業とも当初の計画に沿い、順調に推移しておりますことを厚く御礼申し上げます。今年度は、景気回復の兆しが見えない不況の中、大変厳しい経済状況の中、大変厳しい状況の中、一年でありました。新年は長引く景気低迷から一日も早く浮上し、活気のある良い年にしたいものです。

さて、当支部には、今年度も多くの新入会員の加入がなされました。私が支部長になってからすでに12名の方が加入されています。会に登録する際には、事務所調査の依頼が県行政書士会からあります。早速お問い合わせいただき、事務所の可否についての調査をさせて頂いておりましたが、その折、必ず「今後どんな仕事を期待していますか?」と聞くことにしています。大体の方は、将来に大変期待感を持って色々な業種を挙げますが、いざ、

具体的にこれからどのような良いのかと大変迷っておられるようで、そんな時、私は次のような助言をするようにしています。

1. 支部の行事には必ず参加して、先輩方からいろいろな経験談を聞いてください。
2. 行政書士の仲間をたくさん作ってください。
3. 研修会になるべく出席して早く仕事を覚え、得意の業務を作ってください。
4. 専門業務自主研究会が発足したら加入することを勧めます。

先輩の皆さん、新しく入会した方に尋ねられました。是非、暖かいアドバイスをお願い致します。来年も、引き続き支部運営にご理解ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

執行部だより

企画部

『第1回業務研修会開催』

副部長 西村 裕之
企画部では、7月21日

講師の小高雅夫先生



に川口市・栄町公民館において、本年度最初の業務研修会を行いました。テーマは「行政書士としての職域拡大に邁進と任意後見契約の果たす役割」です。講師に川口公証役場の小高公証人をお招きし、坂本廣身法律事務所、松岡弁護士も聴講された、会場満席の研修会でした。

小高先生は、南田洋子さんが「や、もしも大橋巨泉さんが」の例など、イメージのつきやすい著名人にて想定される相続問題についてお話し下さったり、ご自身の体験談を交えたりと、とてもユニークな講義をして下さり、公正証書遺言の必要性、任意後見契約の受任者が留意すべき事項と問題点、ライフプランの例など具体例を駆使し、充実した内容でした。終わってみれば2時間が早く感じられた業務研修会でした。

場所を変えての懇親会でも、小高先生は「川口支部の〇〇先生だおっしゃって、お気軽に公証役場までご相談下さい。小高公証人をご指名で!」とお話し下さり、会場は終始なごやかムード。その後もお時間の許す限り出席者にとやかにご歓談して下さいました。

企画部としても、知識の研鑽だけではなく、川口公証役場さんとの心強いご縁がより深まったと感じられた研修会でした。次回業務研修会は秋を予定しております。ぜひご参加下さい。

厚生部

『厚生部活動報告』

部長 高山 和伸

7月3日、29名の参加者にて親睦旅行を行った。ほとんどもバスを貸し切り、浅草草芸ホールでの落語、仲見世散策の後、スカイツリーにほど近い橋から水上バスにて隅田川を下り、最後は東京タワー展望台からの景色を楽しんだ。「駒形どぜう」での昼食も印象にのこる親睦旅行であった。



水上バスを降りたところで記念撮影

11月6日、7日には、長野県湯田中温泉郷にて県外研修旅行を実施した。ゆったりとした時間のなか、新入会員からベテランまで、20名の参加者で、実務の情報交換をしながら、日頃の疲れを癒し明日からの英気を養った。

新任理事自己紹介

厚生部 竹花 由美子



このたび、川口支部の役員となりました竹花由美子でございます。平成18年12月に行政書士登録をしてからもうすぐ丸4年になるうとしています。学生時代にバブルを経験し、よくいるOL的な生活をしてきた私は、その日常に不平不満などありませんでした。ではなぜ、行政書士という国家資格を目指したのかというと、ドラマ「カバチタレ」に感化されたわけでも、人様の役に立ちたいと思っただけでもなく、「このまま何もしなければ脳ミソが腐ってしまう」という単純なものでした。ところが、つい数日前に開業したばかりの私でも「先生」と呼ばれるのに、それに値しないほどの知識不足が悔しくも悲しくなり、行政書士の名に恥じないようにと勉強しなければと強く思いました。この気持ちを忘れず、また、先輩方のご期待を裏切らぬよう、日々勉強を怠ることなく努めてまいり所存でございます。これからも宜しくお願ひ申し上げます。

業務の壺

※廃掃法施行令改正案について

先日、ある先生から「産業廃棄物搬入の市の許可が来年4月に無くなる」との情報を頂き、無くなるような話を漠然とは耳にしておりましたが、来年4月では急な話だと思ひ、取り急ぎ関係各所の資料を調べてみました。

すでにご承知の通り、平成22年5月12日、第174回通常国会において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同19日に公布され、平成23年4月1日に施行される予定となりました。この改正に伴い、8月3日に行われた第13回中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会において政省令事項案が示され、そ

の内容が公表されています。素案には、我々の業務に関わる改正点が多く見受けられますが、その中でも、多くの先生が取り扱う「産業廃棄物搬入運搬許可申請」に関わる部分について重要と思われる点に絞っておきたいと思ひます。

まず1つは、改正法により「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外」の規定が設けられ、元請事業者の排出業者処理責任が一元化されることとなりますが、「省令で定める廃棄物について下請人が自ら運搬を行う場合には、当該下請人を事業者とみなす」ことが明文化されたことを受け、省令素案に対象となる廃棄物が示された点です。これにより、下請事業者による修繕工事等で一定の条件を満たす場合、当該下請事業者が処理責任を負うこととなるため、収集運搬業の許可が不要となるケースが生じることとなるので注意を要します。

合理的部分が、許可制度の合理化が盛り込まれている点です。改正法では、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を政令で定める市の長が行うことができる。」とする現行法の規定に変更はありませんが、素案では、現行令第27条において、「産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集または運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。」という内容の改正案が示されています。つまりは、文頭の記述の通り、原則として収集運搬業許可に市の許可を不要とすることを予定しているのです。政省令の施行期日は改正法23年4月1日が予定されているので、年度内に市に対する更新等許可申請手続をする場合には、クライアントに事前の説明と了解を得ておくことが必要となります。ただし、環境省が発表した10月7日のパブリックコメント実施告知の添付資料には、許可の合理化についての施行令改正案の文末に、「所要の経過措置を設ける」旨の一文が追加されていること

から、しばらくは、その具体的措置の内容や施行の時期について注視していく必要があります。関係資料の入手や改正案文の詳細につきましては、環境省のホームページでご確認ください。

※経営事項審査の審査基準の改正

連合会、埼玉会のHPでも告知の通り、平成23年度の経営事項審査基準改正に伴い、国交省建設業課から各地方整備局等建設業担当部長等あて「経営事項審査の事務取扱について」の一部改正についての通達がありましたので、改正の概要をお知らせします。

1. 技術職員について、審査基準日以前に6カ月を超える恒常的な雇用関係があること条件が追加されました。さらに、雇用期間が限定されています。
2. 再生企業に対して、社会性等(W点)での減点措置が創設されました。再生期間中は一律マイナスポイント、再生期間終了後は「営業年数」評価は0年からの再スタートとなります。この措置の適用は、平成23年4月1日以降の民事再生手続開始または会社更生手続開始の申し立てを行う企業からです。また、社会性等の評価項目に建設機械の保有状況、ISOの取得状況が新設されました。
3. 完工高及び元請完工高の点数テーブルが上方修正されました。計算表の全体に補正が行われ、完工高で約12点、元請完工高で約91点の平均点上昇となるようです。反面、社会性等の点数につきましては、前項の通りに新

許認可業務を手掛けていると「欠格」に気を使います。条文の中には「・・・等に該当する者」などの表現があり、どこまでが「等」なのかは明記されていません。解釈基準などで範囲が明確にされていない場合は、念のため確認すると「えっ?」と思うことも。自身のためにも、些細な疑問も申請前に確認しておくことが大切。また、クライアントから欠格についての情報を得るときは、思い込みや説明不足は禁物ですね。

紙上deレビュー

この改正により、来年4月1日以降の申請について、書式及び添付書類に変更が生ずるほか、対象となる事業者が再審査を希望する場合には、申し立てを必要とする見込みですので実務者は留意してください。